

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成27年度第2回会議
開催日時	平成27年7月30日（木曜日）午前9時30分から正午まで
開催場所	田無庁舎5階 502会議室
出席者	委員：米田会長、山田委員、野上委員、石井委員、小藤田委員 事務局：小関企画政策課長、南企画部主幹、直井主査、神保主査、横山市民課長、竹川市民課受付係長
議題	議題1 マイナンバー（社会保障・税番号）制度に係る通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について（諮問） 議題2 原価計算の考え方について 議題3 その他
会議資料の名称	資料1 社会保障・税番号（マイナンバー）制度について（概要） 資料2 通知カード・個人番号カードの再交付手数料の取扱いについて 資料3 原価計算の考え方について 参考資料1 地域経営戦略プラン2010の財政効果額一覧（平成25年度決算） 参考資料2 施設の利用区分（市民利用・市民以外利用）に応じた各種制限について 参考資料3 スポーツ施設使用料の比較 参考資料4 学校施設使用料の比較 リーフレット 「いよいよマイナンバー制度が始まります。」（政府広報）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
議題1 マイナンバー（社会保障・税番号）制度に係る通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について（諮問） （副市長より諮問） ・事務局が資料1及び資料2に沿って説明 ○委員： ICチップ入りの個人番号カードの再交付手数料が800円に対して、紙製の通知カードが500円というのは高いと感じる。 ○事務局： 再交付手数料については総務省通知により手数料が示されている。しかし自治体の裁量に任されており、申請者から手数料を徴収しない場合には、市が負担することとなる。 ○委員： カードが公信力を有するものである以上、紛失しないよう、本人が十分に気をつける必要がある。必要以上に再交付手数料が高いと普及しないが、その他の再発行手数料等	

と比べると、個人番号カードが800円、通知カードが500円は高すぎるとは思わない。

○事務局：

個人番号カードのICチップには、顔写真のほか、住所、氏名、生年月日及び性別の4情報が記録されているだけであり、それ以外の記録されていない所得情報などの情報が漏洩することはない。

○委員：

個人の選択により、個人番号カードを持たず、通知カードのみ所有することもあるのか。

○事務局：

個人番号カードは本人からの申請に基づいて発行するため、申請せず、通知カードのみ所有することもある。個人番号カードはいつでも申請でき、初回交付手数料は無料である。

○委員：

市が負担するコストはあるか。

○事務局：

市民課職員の人件費や、郵送料など手続きに要する経費が挙げられる。

○委員：

各再交付手数料を市が申請者から徴収しても、市はJ-LISへその同額を支払うことになり、市が負担するコストは再交付手数料に含まれていない。これは、市の通常業務の範囲内と考え、市の負担するコストは上乗せしないということか。

○事務局：

調査によると、他自治体においても、総務省が示した再交付手数料を超える手数料を設定する事例は見受けられない。

○委員：

個人番号カードと通知カードで利用できるサービスの違いはあるか。

○事務局：

例えば証明書等のコンビニ交付は、個人番号カードがないと利用できない。将来的に、出張などで遠方においてもコンビニで取得できるなどが想定され、市民課としても普及に努めたい。また、個人番号カードであれば1点で身分証明となるが、通知カードは1点だけでは身分証明にならず、他の身分証明書の提示が必要になる。

○委員：

市がJ-LISへ支払う金額のみを再交付手数料として申請者から徴収するものであり、決して再交付手数料は高くない。むしろ市が行う作業に要するコストを再交付手数料に

上乗せしてもよいと考える。

○委員：

紛失しないよう注意するためにも、再交付手数料を高く設定してもよいと考える。

○委員：

個人番号カードを再発行すると、従前の個人番号カードは使用できなくなるので、紛失した場合の悪用されるリスクは少ない。一方、紙製の通知カードについては、再発行しても従前の通知カードが使用できなくなる仕組みがないことから、紛失した場合の悪用されるリスクはある。紙製の通知カードの再交付手数料を敢えて高く設定することで、紛失してしまわないよう注意喚起するという考えは成り立つと言える。

○委員：

個人番号カードが800円で、通知カードが500円の再交付手数料については、市がJ-LISへ支払う金額のみを申請者から徴収するもので、市の作業コストは含まれていない。これについて、市の作業コストも再交付手数料に上乗せしてもよいのではないかとの意見も出たところであるが、本審議会の結論としては再交付手数料を個人番号カードが800円で、通知カードが500円とすることが妥当ということによいか。

（異議なし）

○委員：

事務局から、8月21日に開催する第3回審議会での答申ではスケジュール的に厳しいと聞いている。答申については、会長預かりとして、本日、委員の皆様へ頂戴したご意見を踏まえ、まとめさせて頂いていただいてよいか。

（異議なし）

○委員：

それでは、答申については会長預かりとさせて頂く。

議題2 原価計算の考え方について

・事務局が参考資料1～4、資料3に沿って説明

○委員：

確認したい点が3つある。

消費税の転嫁について、8パーセントに値上げされた際は、どのようにしたのか。

特定財源の取扱いについて、合併特例債の活用施設とそれ以外の施設の使用料比較では、合併特例債の活用施設の方が原価計算では安いですが、実際の使用料設定では変わらないということか。

施設稼働率について、稼働率が低いと使用料が高くなる他市の事例は、ますます稼働率の低下につながる可能性があり、違和感があるが、逆に稼働率が高い施設の使用料を高く、稼働率が低い施設の使用料を低くしている他市の事例はあるか。

○事務局：

消費税の転嫁については、8パーセントに値上げされた際は、原価計算をし直している。原価計算では2施設に影響が出たが、諸条件を勘案し、使用料は据え置いた。

特定財源については、実際の利用料を面積で割り返し、1平方メートル1時間あたりの使用料を計算すると、合併特例債を活用した南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」の方がスポーツセンターより高い。

施設稼働率については、他市において稼働率が高い施設の使用料を高く、稼働率が低い施設の使用料を低くしている事例はない。稼働率が低い施設について、使用料を高く設定した場合は稼働率がより低くなる可能性があり、使用料を低く設定した場合は、類似施設利用者との負担の公平性の課題が生じるため、市としては稼働率を使用料に反映するのは難しいと考える。

○委員：

従事職員数の換算基準については、合理的に説明ができればよい。厳密な客観性を求めると、職員の1年間の業務記録をつけ、業務にかかる時間を把握する必要がある、そのために莫大なコストがかかる。

施設稼働率については、稼働率の低い施設は需要が少ないということであり、使用料が安くなるのが一般的な考え方だと考える。

土地の取扱いにおける借地代の算入、減価償却費における長寿命化のために要した経費の算入、施設修繕費における将来負担は将来の利用者の負担とし、算入しないとする考え方について、異論はない。

○委員：

都立公園の原価計算の取扱いでは、消費税増税の際に原価計算をし直している。

特定財源については、西東京市と同様に、特定財源は除いて計算する。土地の取扱いについては、利用料を徴収する施設では土地価格は算入していないが、占用料など土地使用の対価となる使用料では固定資産税評価額に条例に定める使用料率を乗じた金額を原価に算入しており、どのように使用されるかによって取扱いが異なる。また、多摩地域と区部では地価に違いがあり、土地価格を原価計算に算入すると、同じ施設でも設置場所によって料金設定に差が出てしまうこともある。

施設稼働率については、まず稼働率を上げる視点が重要で、原価への反映は慎重に判断すべきと考える。テニスコートや野球場は、平日昼間の稼働率が低い時間帯に、民間のスクール事業者を募集する取組を行っている。レッスン後にスクールの生徒がテニスコートを一般利用する効果もあった。

○委員：

類似施設であっても、スポーツセンターと「きらっと」を比較すると、施設が新しい「きらっと」の方が稼働率が高いと思う。柳沢公民館も、机や椅子などの設備が新しくなれば、稼働率は上がるのではないかと考える。

○事務局：

市の財政状況を勘案し、市民の安全性など優先順位の高いものから実施している状況である。

○委員：

人件費については、退職給付引当金など将来予想される支出を原価計算に算入すべきと考える。

減価償却費については、税務上の取扱いを定めた「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」ではなく、独自の実耐用年数を設定したらどうかと考える。例えば小型自動車は、省令では耐用年数5年だが、実耐用年数は5年を超える。

施設修繕費については、建替える施設については建設費、廃止施設については除却費を引当金として算入すべきと考える。

原価計算は企業会計並みに厳密に行い、実際に要するコストを市民に開示してはどうかと考える。

これらは民間の考え方であり、自治体での考え方とは異なる点もあると思うが。

議題3 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

通知カード及び個人番号カードの再交付手数料に係る答申については、会長預かりとして、会長と事務局で調整させていただくが、答申がまとまったら委員の皆様にも情報提供させていただく。

次回は、施設使用料の減免について議論いただきたい。日程については、すでにお知らせしているとおり、8月21日（金曜日）午後1時30分から開催させていただく。

○委員：

他になければ、これで平成27年度第2回審議会を終了する。

以上